

平成19年第5回京丹波町議会臨時会

平成19年11月30日(金)

開会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償請求事件の訴えを提起することについて

第 5 発委第4号

京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 常任委員の選任

第 7 議会運営委員の選任

2 議会に付議した案件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 承認第3号

専決処分の承認を求める件について 損害賠償事件の訴えを提起することについて

第 5 発委第4号

京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

追加第1 議長辞職の件

追加第2 議長の選挙

追加第3 副議長辞職の件

追加第4 副議長の選挙

追加第5 議席の変更

第 6 常任委員の選任

第 7 議会運営委員の選任

追加第6 特別委員の辞任許可及び同委員の選任

追加第7 一部事務組合議会議員(船井郡衛生管理組合議会)の選挙

追加第8 閉会中の継続調査について

### 3 出席議員(16人)

議席変更前		議席変更後	
1番	西山和樹君	1番	藤田正夫君
2番	室田隆一郎君	2番	坂本美智代君
3番	東まさ子君	3番	山内武夫君
5番	横山勲君	4番	畠中勉君
6番	坂本美智代君	5番	今西孝司君
7番	今西孝司君	6番	東まさ子君
8番	小田耕治君	7番	小田耕治君
9番	畠中勉君	8番	横山勲君
10番	山田均君	9番	西山和樹君
11番	藤田正夫君	10番	山田均君
12番	山内武夫君	11番	室田隆一郎君
13番	篠塚信太郎君	12番	篠塚信太郎君
14番	吉田忍君	13番	吉田忍君
16番	野口久之君	14番	野口久之君
17番	野間和幸君	15番	野間和幸君
18番	岡本勇君	16番	岡本勇君

### 4 欠席議員(0人)

### 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(17人)

町長	松原茂樹君
教育長	山本和之君
会計管理者	藤田義幸君
参事	田淵敬治君
瑞穂支所長	上田進君

和知支所長	岩崎弘一君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	岩田恵一君
住民課長	伴田邦雄君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	藤田真君
教育次長	長谷川博文君

6 出席事務局職員（2人）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第4回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、17番議員・野間 和幸君、1番議員・西山 和樹君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第3号の1件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

本日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

11月19日に収賄事件調査特別委員会が開催されました。

また同日午後、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

22日にはルビノ京都堀川において、京都府町村議会議員研修会が開催され、12人の議員に参加いただきました。

各特別委員会から委員会の中間報告の提出がありましたので、お手元に配布いたしてお

ます。

上田副町長から本臨時会を欠席する旨の届出が提出されておりますのでご報告いたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 損害賠償請求事件の訴えを提起することについて》

○議長（岡本 勇君） 日程第4 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて 損害賠償請求事件の訴えを提起することについて」を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長

○町長（松原茂樹君） 本日ここに、平成19年京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用のなか、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

それでは早速ではございますが、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

簡易水道整備事業をめぐる不祥事につきましては、事件発生後ちょうど半年が経過するに至りました。この間、議会におかれましては、速やかに収賄事件調査特別委員会を設置され、事件の解明、再発防止策や信頼回復に向けての調査、研究されておりますことに敬意を表すところであります。

町といたしましても入札制度の改革や職員倫理研修をはじめ、外部調査委員会の設置や監理課を設けるなど、町政の信頼回復に向けた取り組みに努めてまいったところであります。

しかしながら、事後の経過や公判を通じて明らかになる事実に加え、11月12日には、外部調査委員会から専門的な見地で客観的に事件の原因究明と問題点、再発防止策の提言について調査報告をいただき、改めてさまざまな課題や問題点が内在していることを強く感じるとともに、業務執行上のルールや体制のあり方、不祥事を未然に防止できる強固な組織づくりに一層、気を引き締め取り組んでいかなければならないと、意を強くするところであります。

このような中、今回、議会の承認を求めますのは、贈賄事件で起訴されておりました被告の元代表者代表取締役が、平成19年10月31日に贈賄罪(刑法198条)として懲役2年6月、執行猶予4年の判決を言い渡され、11月14日の経過をもって刑が確定いたしました。

本町といたしましては、平成18年6月22日に締結した工事請負契約に基づき、請負代金1億2,075万円の10分の2に相当する2,415万円の損害賠償金、合わせてこれに対する訴状送達日の翌日から支払い済みに至るまで、年6分の割合による遅延損害金ならびに訴訟費用は相手方の負担とするとの判決及び仮執行宣言を求めるため、速やかに管轄裁判所に訴えを提起し、損害賠償金等の確保に努めることが最善であると判断いたしましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきました。

また、これに先立ち、去る11月1日に相手方の京都府に対する請負代金債権を仮差押する申し立てを行っております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上説明のとおりであります。これより質疑を行います。

10番 山田君

○10番（山田 均君） 何点かお尋ねしたいと思います。

ひとつは専決処分のことでございます。専決処分というのは議会で代わって執行するというところでございますから、議会の議決の権能を代理をしてやるということでございますから、相当な理由がなければできないということになっております。これまでは議会を招集する暇がなかったということが理由として持ち出されてきたわけですが、平成18年に法の改正がされまして、専決処分について相当幅を狭くして、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたときということになりました。これまで招集する暇がない、いわゆる議会というのは法第101条第5項によって3日前に告示をしなければならないということになっております。その101条によると、前日に告示をして議会を開くことができるということで、緊急を要する場合にはできるとなっております。本当に執行の時期を失ってしまうような事例ということは町村ではほとんどおこり得ないということが、私どもいただいております議員必携にも指摘をしております。今回の場合、提案理由にもありましたように、相手方に対しての京都府の請負代金を仮押さえをしたということもあるわけですから、14日に刑が確定して16日にこうした訴えを起こしたということでございますが、議会で諮る暇がなかったというのはどこにどういう理由があるのか、明らかにしていただきたいというのが1点でございます。

それから、全員協議会で若干説明も受けたわけですが、これに関わる費用の問題でございますが、そのときの説明では弁護士の費用は予定であるが504万円という説明を受けました。聞くところによりますと、以前、京都府の弁護士会としてはいろんな訴訟に対しての費

用の基準を規定として決めておられました。これが近年独禁法の関係にも関わるということで、事務所ごとがその費用を規定するというようになっております。ですから当然今度この裁判を委任する弁護士なり弁護士事務所については報酬規定というのをつくってございまして、申出があれば明らかにせんならんし、事務所には掲示をすると、そういう義務にもなっております。今回の場合この報酬規定というのを配布していただきたい。もう一度改めてその2,454万円に対する費用について改めて説明を願いたいというように思います。当然訴訟に関わります弁護士に対する費用と、そして成功報酬ということになっておるわけですから、起こした2,415万円がそのまま確定されるかどうかということもあるわけですから、成功報酬というのは判決が出た確定した金額に対して何パーセントというのも当然報酬規定にあるはずでありますので、その点も明らかにしていただきたいというように思います。訴訟費用については申し立ての相手方ということになっておるわけですからそのへんが今度の場合についてはどうなるのかという点についてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） ただいま山田議員からご質問いただきました損害賠償請求の提起をさせていただいたわけですが、このことにつきましては、この不祥事が発覚いたしました後、町政懇談会で各地域を回らせていただいた中にも、この事件の内容からして関わった工事について、町は損害賠償請求をしないのかというようなお尋ねも各所で聞かせていただいたところでございます。その都度「この件については既に町の顧問弁護士と十分相談をしている。そうしたなかで適切な時期にそうした訴えを起こしていく考えである」と伝えてまいったわけで、議会にも同様のことを申し上げてまいったわけでございます。

そうしたなかで契約のなかにこうした工事代金の10分の2を請求できるということになっておるわけですが、現実の問題として、訴えは起こしても現実的に確保ができなければ意味がないわけでございます。確実に相手方の債権を抑えるとか、或いはまたそれに類したものをどうつかむかということもございまして、非常に手を尽くしたわけでございますが、なかなかそうした情報の入手に手間を取ったということもございました。そうしたなかで顧問弁護士のほうで今も申しあげました京都府に対する請負代金、債権があるということが判明いたしまして、その仮差押に動いてもらったわけでございます。それが11月1日ということでもございました。さまざまななかで、この損害賠償請求の提起については、先ほど申しあげましたように、町民のほとんどの方がそうすべきだという判断だというふうには受け止めておりましたし、議会の皆さん方にも理解をいただいている。その理由としてはその必要はないとか、そうすべきではないと言うご意見は伺ったことがなかったというふうに記憶をいた

しております。そうした中で相手側のあることでもございますし、また、刑が確定したあと、タイミングをはずさずに、また相手側にそのことを察知されているいろいろな債権隠しとうような部分も起きないようにすることも十分注意しておかなければならないという思いもございました。確定後のタイミング等については顧問弁護士に委ねるという姿勢を貫いてきたわけでございます。議員ご指摘のように臨時議会を開く暇がないということではなかったのではないかとございまして、ご指摘の部分もそのとおりでであると思うわけでございますが、今申しあげましたように、私としてはこの件については弁護士の判断された日に速やかに専決という形をとらせていただいて進めていくことが一番でないかと判断いたしましたところでございます。決して議会軽視、あるいはまたそれをせずに独自の判断で行っていかうということではなしに、この半年間の経過の中で、このことについては町民の皆さん方に十分にご理解をいただいているという判断のもとに、専決をさせていただいたところでございます。その時点でさまざまな検証の上、臨時議会を開けることはできたということもあったわけでありまして、今申しあげました私の思いで、専決処分とすることが今回の件については町として私どもの思いが確実に相手方に事前に身構えさせないひとつの方法であるというふうな判断をいたしました結果でございまして、いろいろご指摘の念、また私どもの判断が議会軽視につながったというお叱りにつきましては真摯に受けとめをさせていただき、もう少し、こうした場合のあり方等について事前に説明をさせていただくこともできたわけでございますが、そうしたことも十分でなかったという点も反省をしなければならないというふうに思っているところでございます。ぜひ私どもの取り組んだことにつきましては、町民の被った損害を最小限に食い止めるということをもって行っておるところでございますのでご理解を賜りたいと存じます。費用の点につきましては担当から説明をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 弁護士報酬等の件でございますが、今回の訴えを起こしております損害賠償額に照らしまして、300万円を超え3,000万円以下の部分ということに該当するわけでございますが、着手金が5パーセント、報酬金が10%ということで満額私どもの経済的利益になった場合はその率でお支払いをすることになっております。合わせまして弁護士さんの出張でございまして、実費等を加算した額ということでございます。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前09時23分）

（再開 午前09時33分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。続いて質疑を行います。



10番 山田君

○10番(山田 均君) それぞれ町長なり担当課長から説明等もいただいたのですが、専決処分の関係で、重ねてもう一度町長にお尋ねしたいのですが、こういう訴えを起こすことについて、確かに議会で私も含めて反対する人はないということは明らかでありますし、町民も同じでございます。それと議会に諮って議決をするということの問題はまた別と思います。そこをはっきりしておいてもらわないと。町長は議員や、議長までされた方ですから、そういう議会に対して議会運営委員会には報告されたということも聞きましたが。今もありましたように、町民のお金、いわゆる血税504万円を投入するわけで、これにまだ実費がいるということです。予算執行上も賛成、合意しているからいいんだという判断であれば、これからの行政執行上、すべてそういう方法がとられるということにもなりかねないわけです。そのために議会もあり、一定の規則、法律には遵守するということが、これは当然ふまえてやる。住民の声、議会の賛成もあるということで、提案する。そういう基本を忘れていただいたら。こういう専決処分を乱発してはいけないということが、平成18年に法改正され、一層厳しくなった。それはどういうことなのだという趣旨を踏まえてもらわんと。30日の臨時会に出される。特別委員会もあるということで提案理由に言ってもらっておりますが、特別委員会にも何もなかったわけです。そういう点では、弁護士に任しているということですが、あくまでも京丹波町として主体性をもってやっていただかなければ、弁護士との間が何ぼツーカーでも、それは別の問題です。町長は京丹波町の町民を代表する町長ですので、そういう立場で執行していただかなければ、結果としては重大な問題も引き起こします。議会の役割や議会の責任も問われるわけですから。そういう立場に立っていただかなければ。今度の問題は私も損害賠償することは当然すべきと思いますが、やるからにはルールに基づいてやるというのが基本だと思います。その点を改めてお尋ねしておきたい。

もう1点は費用の問題ですが、先ほども申しあげましたように、従前は弁護士会が規定をしておいた。聞きますと300万円までが従前の弁護士会がつくっておいたのは8パーセントです。3,000万円までが5パーセントということになっていたようです。それ以外に事務費として9万円を出すということになっております。よく聞いてみますと300万円までが8%というのは2,415万円から300万円、それが8パーセントとしますと24万円です。2,415万円から300万円引いた残りの2115万円に5パーセントをかけるということになりますと、107万5,000円という計算になります。これに先ほど言いました9万円の事務費を加えますと140万5,000円というのが、これまで京都府の弁護士会が規定にしていた民事の場合の費用だということです。今ありましたように今度の場合

は損害賠償を求めるわけですが、契約の瑕疵条項に基づいてしているわけですから内容的にも難しい問題はない。もちろん損害賠償の金額が2,415万円で確定されるかどうかという問題がありますが、そういう点から言うと非常に大きな費用を払うということになります。2,415万円の20パーセント以上の費用を支払うことになります。いくら顧問弁護士であっても訴訟を委託する事務所とは違っていいわけですが、実際に140万円あまりで今度の場合は引き受けるという弁護士事務所もあります。これだけの差があるということについてはどういう見解を持っておられるのか。金がないということを盛んに言っておられるのですから、当然費用についても十分他の事務所とも比較をされ、訴訟を起こしていくということをしなければ、こういうような費用の違いを考えたら大きな違いがある。いくら顧問弁護士であってもそこはもっときちっと話をしてもらわなければ困るし、そういう事務所もあるというのは事実ですのでその点について合わせて伺っておきたい。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） ご指摘のとおり訴えの提起につきましては議会の議決を要するという事で、今回のケースにつきましても私どもの今日までとってまいりましたさまざまな部分と、また今、山田議員ご指摘の部分とが少し詰められない部分がありまして、当然議員ご指摘のとおり十分その時間はあったと。臨時議会を招集して皆さん方に議決をいただいて進めるべきである。こうした部分につきましては、先ほども申しあげましたように、今回のケースの特異性も含めてできるだけ確実な方法をとるということでとらせていただいたわけでございます。まったくそうした時間がなかったとは言えませんので、そのことにつきましては本当に申し訳ないと思っておるところでございますが、一方で、先ほど申しあげました実情もできますればご理解を賜りまして、今回の専決処分について付しましたことにつきましてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） ただいまの着手金が本来よりも高いのではないかとということでございますが、議員さんおっしゃっていただいた着手金の率の関係については、議員さんがおっしゃられた300万円以下の部分8パーセント、300万円超え3,000万円以下の部分5パーセントというような形での計算方法になっておるといふふうに理解をいたしておりますが、仮差押をしていただいております部分の着手金分が加算をされておるといふこととございまして、その金額が189万円ということと提示を受けているところとでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番東君

○3番（東まさ子君） 今の総務課長から着手金、報酬金について答弁があったのですが、報酬

金については10%というように答弁がありました。2,415万円に対する10パーセントであれば、315万円にはならないのではないかとこのように思います。あと報酬金プラス弁護士出張実費を加算ということでありましたが、315万円プラスあと実費が加算されるということでありましたし、そうすると315万円という報酬金というのは10パーセントを超えておりますが、この315万円というのはどういうものであるのか。お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 先にお答えさせていただいたときに少し漏れ落ちいたしておりました、300万円以下の部分については報酬金16パーセント言うことをごさいます、誠に申し訳ございません。300万円を越え3,000万円以下の部分について10パーセントということをごさいました。お断りを申しあげまして訂正させていただきます。

それとそれで計算した額で315万円にならないのではないかとこのように思いますが、先ほども申しあげましたように、この報酬金についても仮差押をしていただいた部分が上乗せをされていて提示を受けておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 1番 西山君

○1番（西山和樹君） さっきから答弁をいただいているのですが、どうも納得できない部分が非常に多いので、改めて聞いておきたいと思っております。

報酬金まだ支払ってないんでしょう。報酬金は事件の難易度によって変わりますんで、これみたいにはじめから契約に特約条項があって、特約条項に基づく訴訟なんてものはきわめて簡単な事件だと思えます。

逆に難しいのは今のところまだ事件を提示されていない、この事件以外の債権ですね、債権って言いますか事件になる可能性のある分なんです、その分については民法に基づく本争になりますので立証が非常に難しいし、金額の算定もまた難しいというふうなことがあってやられることです。さっきから説明が慣れない部分もあろうと思うのでやむを得ないと思うのですが、特に債権の保全処分の事件の分が明確にされていない。合わせて合わせてということになっておりますが、あくまでも仮差しの保全事件というのは保全事件としての別の事件ですので本案事件はあくまで本案事件としてやられるわけですし、そのあたりのところをもうちょっと、あとの報酬金については仮差しの場合については弁護士が調べたわけではなく、おそらくこちらの町のほうで調べて債権額を、差し押さえるべき債権を調べていただいたのはおそらく町だと思っております。弁護士が河野建設がどんだけの債権をどこに持っているかと調べたわけでもないと思っております。書面一枚で片付く事件でもありますし、その

あたりのところは、まあ、一応の報酬規定というのはあると思いますが、ちょっと詰めといていただいたほうがもっと安くなると思います。特に成功報酬というのは仮差しの分については書面一枚出して仮押さえをするわけですし、後は供託金をこっちが払うわけですし、保証金はね。そういうことでもうちょっと明解な答弁をいただけるように。まだ未済の債務についてはあわてて計上の予定だということで大まかな金額でいいのではないかというふうに思いますので、そのあたりのことについて債権者、弁護士ともうちょっと詰めた金額で成功報酬について特にお願いをしておきたいと思います。以上です。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 誠に専門的な分野の部分もございまして、答弁が明確にできていないことをお許しいただきたいと存じます。確かに議員さんおっしゃっていただいたとおりでございまして、私ども弁護士事務所のほうから提示を受けたのは最大という数値というふうに理解をいたしておりますし、当初この法律顧問契約を田中法律事務所を結んでおるわけございまして、そこにおきましても委任事務については訴訟等を言うわけございしますが、甲乙協議の上着し金、成功報酬等を支払うというふうに明記もしていただいております。十分そういった点で今後、本件に関わります支払いについては協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 私も何回かお尋ねしているのですが、顧問弁護士の関係も当然あるのですが、報酬規定は当然持っておられ、公開され、事務所にも掲示して、要求があれば出すということが当然のこととなっております。そういうものを配布していただいたら、今もありましたようにそれに基づいてどうなのかということもよくわかります。そういう立場でやっていただいたら計算もはっきりするということになると思います。弁護士でも田中事務所がどうということではありませんが、全国的に言えばいろいろ事件を起こしている弁護士もいるわけですから、やはり町の主体性を持って、今度の場合であればどうなのかという、そういう立場でもしてもらわないと、たまたま今回ですと顧問の事務所に訴訟を依頼するということですが、別にする場合もあるわけですから。そういう立場で見ていただかなければ、最大が504万円であるということかも知りませんが。非常に説明を聞かせていただいてもうひとつははっきりしない。従前の弁護士会が規定していた民事の場合は300万までが8パーセントである。課長の答弁では16パーセントと倍になっています。それを超す部分3,000万円までについては5パーセントである。10パーセントとこういわはったのですが。これまではそれが費用としてあって、それ以外に成功報酬というのがあったというそういう

ことであります。今の課長の答弁を聞いていると300万円までが16パーセントでそして3,000万円以下が10パーセントとおっしゃいましたが、それが成功報酬とおっしゃいましたがそれは違うのではないかと思います。300万円までならそれでよいのか。1億の訴訟をする場合もあるわけですが、これまではそういう弁護士会の規定はそうになっていたということです。そのへんがもうひとつ、規定をいただいたらはっきりするわけですが、そこらへんがお尋ねしていてもはっきりしないというのものもあるわけですが、改めて事務所の規定を配布していただいて、これに基づいたのだということを明らかにしていただくべきだという点も申しあげておきたい。非常にそういう点ではあいまいですのでやはりこういう訴状を起こして議会に提案するということになれば、根拠と説明できる資料とそういうものをそろえてやるのが当然だと思います。事務怠慢という点も含め、不十分ということを申し上げておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 今回の承認案件に関わります部分で、いろいろと明確な答弁にかけまして誠に申し訳なく存じております。後日になりますけれども弁護士事務所が規定をされております基準につきましては入手をいたしまして配布させていただきたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 13番 篠塚君

13番（篠塚信太郎君） 今回の損害賠償請求事件の訴えを提起されたということにつきましてなんら異議をはさむものでもございませんし、町民の信頼を回復するということにつきましては、非常に賞賛に値する処分だと思っています。しかし、手続き上の問題ですね。そのことにつきましては、やはり法的にこれは裁判所へも提訴しているわけでありまして、その法的な手続きと言いますか、処理のあり方につきましては明確にしておいていただきたいなという思いがございます。この専決処分がされた日が11月16日ということで、この日には臨時会が招集されておりましてですね、同日ということになりますので、専決処分をする根拠としましては地方自治法第179第1項の規定によりまして、先ほどからも理由が議会の招集する時間的余裕がなかったということが、理由としては専決処分ができるということになるわけでありまして、しかし、議会が招集されている時にはこの理由は成り立たないと思うんですね。したがって、私が推測しますのは、議会が開会されまして、閉会されるまでには専決処分はされなかったというふうに解するのでありますが、それでいいのでしょうか。それ以降の5時と申しますか、裁判所が受け付けるまでに専決処分をされて、裁判所へ提起されたということになるのではないかなと思うんです。しかしそれまでに専決処分なりされてましたら、当然ここで議会が開会されてますんで報告なり承認なり、まだ専決処

分されてなかったら、当然ここで付議事件として議決をして提訴するという、こういう手順になるのではないかというふうに思っていますので、そのへんのことを明確にしておいていただきたいというふうに思うんです。それですね、11月28日にも事前に説明がございまして、いろいろ質疑応答の中で、今日は副町長さん欠席ですが、損害賠償の訴えを提起することにつきまして「議会の議決が必要であることがわからなかったという問題もあり、専決処分とした」という説明がございまして、「それは専決処分の理由にはならないのではないですか」ということで申し上げておったんですが、それ以上の答弁はでなかったということでございます。裁判所へ弁護団が、弁護人が提訴してから専決処分をしたようなことはないと思うんですが、そのへんのことでも確認をさせていただきたいと思うんです。副町長さんの説明によりますと「16日以降に、議会の議決の必要があることがわかって専決処分はした」という説明でもございましたので、そのへんですね、もし後であればいつ気付かれたのかということをお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君）

ただ今のご質問ですが、11月16日に臨時議会をお世話になっておったところでございます。臨時議会終了後、専決処分を町長においてしていただいたと認識をしております。

○議長（岡本 勇君） 13番 篠塚君

○13番（篠塚信太郎君） わかりました。私の思っていたとおり臨時会終了後ということで、当然これは議会を招集する時間がなかったということで正当だと思いますし、それはそれでよいと思うんですが、そしたら弁護人が裁判所へ訴状を出した時間は何時頃かということをお聞きしたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 現実に提出された時間までは、私の方では確認ができておりません。申し訳ございません。

○議長（岡本 勇君） 13番 篠塚君

○13番（篠塚信太郎君） 弁護人に聞いていただいて答弁をいただきたいと思うんですが、しかし、その時間によりましてですね、先ほどご答弁されたことが証明されるわけでもございまして、閉会后となりますと3時以降となるわけでもございまして、それは聞いていただいてですね、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 篠塚君、それは今確認しろという意味を含めとるんですか。

13番 篠塚君

○13番(篠塚信太郎君) いや、時間が長引きますんで、後日で結構です。しかし、これは重要な問題でありますんで、明確にしておいていただきたいなと思うんです。でないと、前後しますとですね、議会の議決、専決事項なしに提訴されたということになりますとですね・・・。

○議長(岡本 勇君) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時04分)

(再開 午前10時05分)

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引続き会議を開きます。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

○議長(岡本 勇君) 10番 山田君

○10番(山田 均君) ただいま提案されています地方自治法第179条第1項の規定により損害賠償請求事件の訴えを提起することについての専決処分について 反対をするものであります。もちろん事件の内容からしても損害賠償を求めることは当然であると考えますが、質疑の中でも出ておりますように、手続や費用などの大きな問題も含んでおります。私は次の点を指摘したいと思います。

ひとつは地方自治法第179条で専決処分を認めておりますが、この場合は4つの場合に許されるとしております。従前のようなただ単なる「議会を招集する暇がない」と、こういう理由ではできないことになっております。平成18年の法改正で「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」と非常に範囲が狭くなりました。この立場に関することはいろいろ質疑の中から明らかであり、執行者としての地方自治法を遵守する立場が大きく欠落していることをまず指摘するものであります。

二つ目には訴訟費用の問題です。工事請負契約に基づき、株式会社河野建設に損害賠償請求をするものであります。特別難しい訴訟でもないわけで、これに多額の費用を払う問題の疑問です。損害賠償請求の20パーセント以上、いわゆる504万円の費用を払うということになっております。いろいろ説明、答弁もあったわけですが、非常に根拠が不十分であります。住民の納得と合意が得られないというように思います。訴訟の費用、当然安い法律事務所に依頼すべきだということを指摘しておきたいというように思います。

また、合わせて私どもが配布をしてもらっております議員必携326ページを見ますと「専決処分の承認というのは町村長が議会に代わって行った意思決定の責任を解除する重要な意味を持つものである。したがって議会は承認を求められたら慎重な検討を加えた上で、

承認・不承認を決めるべきである。もし、招集する時間的余裕があったと思われるのに、町村長が主観的に時間的余裕がないとして専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては、毅然たる態度で不承認として、町村長に反省を与え、今後を戒めるべきである。」というように指摘もしております。もちろん不承認になったからといって、この効果が既に発生をしているわけですから当然でありますけれども、こうした専決処分のあり方というのはもっと慎重に、そして議会軽視にならない、住民の代表である議会に対して手続をしてやるということを改めて申しあげ、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。討論なしと認め、討論を終結します。

これより承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「損害賠償請求事件の訴えを提起することについて」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

《日程第5、発委第4号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5 発委第4号「京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。吉田議会運営委員長

○14番（吉田 忍君） 新たに設置されました監理課は工事請負契約に関すること、業務委託契約に関することまた物品等に関することなど、各常任委員会に関連することなので監理課は各常任委員会に所属することとする。

また、議会運営委員会の充実を図るため委員の定数を5人から6人とする。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結します。



これより発委第4号を採決します。

発委第4号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 町長部局には大変恐縮ですが、一旦退席をお願いし、後ほどご出席をいただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)

(再開 午前10時29分)

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます

一身上の都合により、議事の進行を副議長 野間 和幸君にお願いします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時31分)

#### 《追加日程第1、議長の辞職の件》

○副議長(野間和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 岡本 勇君から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

○副議長(野間和幸君) ご異議なしと認めます。

よって「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

○副議長(野間和幸君) 追加日程第1「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岡本 勇君の退場を求めます。

(岡本 勇 君 退場)

○副議長(野間和幸君) 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

(議会事務局長 辞職願朗読)

○副議長(野間和幸君) お諮りします。

岡本 勇君の「議長辞職」を許可することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

○副議長(野間和幸君) ご異議なしと認めます。

よって、岡本 勇君の「議長辞職」を許可することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時48分)

《追加日程第2、議長の選挙》

○副議長(野間和幸君) 休憩前に引続き会議を開きます。岡本 勇君の復席を求めます。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし )

○副議長(野間和幸君) ご異議なしと認めます。

よって「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

○副議長(野間和幸君) 追加日程第2「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

○副議長(野間和幸君) ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、野口久之君、吉田 忍君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名でお願いいたします。

(投票用紙の配付)

○副議長(野間和幸君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(野間和幸君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○副議長(野間和幸君) 投票箱、異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(伊藤康彦君) 1番 西山和樹議員 2番 室田隆一郎議員、3番 東 まさ子議員、5番 横山勲議員、6番 坂本美智代議員、7番 今西孝司議員、8番 小田耕治議員、9番 畠中 勉議員、10番 山田 均議員、11番 藤田正夫議員、12番 山内武夫議員、13番 篠塚信太郎議員、14番 吉田 忍議員、16番野口久之議員、17番野間和幸議員、18番岡本 勇議員

○副議長(野間和幸君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(野間和幸君) 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。

野口久之君、吉田 忍君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長(野間和幸君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち、岡本 勇君 9票、野口久之君 4票、山田 均君 3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって岡本 勇君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

○副議長(野間和幸君) ただいま議長に当選されました岡本 勇君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人に発言を求めます。岡本 勇君

○議長(岡本 勇君) 失礼いたします。

京丹波町議会が合併によりまして発足して2年を経過したわけでございます。

その間、当初の議長ということで議長の席に就かせていただきまして2年が経過する中で、当初の申し合わせに基づきまして辞職願を出したわけでございます。それによりましての選挙をいただきまして「再度やれ」と、このようなご支持を得たようなわけでございます。本当にこの点につきましても私に身に余る光栄でございます。その2年間の取り組んできた議会というものが如何であったものか。いろいろ議員お考えになるところだろうと思えますけれども、私もそういったことにつきまして反省もし、またお互いにそれを教訓として、あとの議長という席を担わせていただきたいと思います。つきましてはいろいろと皆さんにはご迷惑をかけたり、またご協力、ご指導を願わなければいかんことも多々あると思うのでございますけれども、京丹波町発展のために、また残された2年後、有効な活動ができますことをお互いに願いまして、簡単ではございますけれども議長就任に当たりましての当初のあいさつといたします。今後ともよろしくお願いいたします。

- 副議長(野間和幸君) 岡本 勇議長、議長席にお着き願います。  
暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時15分)

《追加日程第3、副議長辞職の件》

- 議長(岡本 勇君) 休憩前に引続き会議を開きます。

副議長 野間 和幸 君から、副議長の辞職願が提出されています。  
お諮りします。

「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

- 議長(岡本 勇君) 追加日程第3「副議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、野間和幸 君の退場を求めます。

(野間和幸 君 退場)

- 議長(岡本 勇君) 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

(議会事務局長 辞職願朗読)

○議長（岡本 勇君）お諮りします。

野間 和幸 君の「副議長辞職」を許可することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、野間和幸君の「副議長辞職」を許可することに決定しました。

（野間和幸 君 復席）

《追加日程第4、副議長の選挙》

○議長（岡本 勇君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

○議長（岡本 勇君） 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

○議長（岡本 勇君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、篠塚信太郎君、山内武夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名でお願いいたします。

（投票用紙の配付）

○議長（岡本 勇君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○議長（岡本 勇君） 投票箱、異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（伊藤康彦君） 1番 西山和樹議員 2番 室田隆一郎議員、3番 東 まさ子議員、5番 横山 勲議員、6番 坂本美智代議員、7番 今西孝司議員、8番 小田耕治議員、9番 畠中 勉議員、10番 山田 均議員、11番 藤田正夫議員、12番 山内 武夫議員、13番 篠塚信太郎議員、14番 吉田 忍議員、16番 野口久之議員、17番 野間和幸議員、岡本 勇議長

○議長（岡本 勇君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

開票を行います。

篠塚信太郎君、山内武夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（岡本 勇君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち、野間和幸君 9票、今西孝司君 4票、東 まさ子君 3票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって野間和幸君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開放）

○議長（岡本 勇君） ただいま副議長に当選されました野間和幸君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人に発言を求めます。

○副議長（野間和幸君） 失礼いたします。

ただいま副議長選挙において、ありがたくも当選させていただきましたこと、心から感謝申し上げる次第でございます。2年間を振り返ってみますと、決して議員の皆さんに満足いただけるような副議長の職責が全うできたかなあと疑心暗鬼をいたしておりますが、与えられました以上、もう一度その職責のために頑張ってまいりたいというふうに考えております。

先ほども休憩中にさまざまなご指摘をいただきましたが、今後ともさらに私自身の職責全うのために変わらぬご指導ご助言いただきますことを、心からお願い申しあげまして当選に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

《追加日程第5、議席の変更》

○議長（岡本 勇君） お諮りします。

「議席の変更」を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに行うことにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって「議席の変更」を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時32分）

（再開 午前11時48分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引続き会議を開きます。

追加日程第5 「議席の変更」を行います。議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の変更をします。

議席はお手元に配布しました議席表のとおり変更いたします。

事務局から議席表を朗読いたします。

○事務局長（伊藤康彦君） 1番 藤田正夫議員、2番 坂本美智代議員、3番 山内武夫議員、4番 畠中 勉議員、5番 今西孝司議員、6番 東 まさ子議員、7番 小田耕治議員、8番 横山 勲議員、9番 西山和樹議員、10番 山田 均議員、11番 室田隆一郎議員、12番 篠塚信太郎議員、13番 吉田 忍議員、14番 野口久之議員、15番 野間和幸副議長、16番 岡本 勇議長

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午前13時43分）

《日程第6、常任委員の選任》

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引続き会議を開きます。

日程第6、「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

事務局から名簿を朗読いたします。

○事務局長（伊藤康彦君） それでは総務文教常任委員会から呼び上げます。

総務文教常任委員会 東 まさ子委員、室田隆一郎委員、篠塚信太郎委員、野口久之委員、岡本 勇委員、産業建設常任委員会 藤田正夫委員、畠中 勉委員、今西孝司委員、横山 勲委員、山田 均委員、福祉厚生常任委員会 坂本美智代委員、山内武夫委員、西山和樹委員、吉田 忍委員、野間和幸委員以上です。

○議長（岡本 勇君） 以上のとおりであります。交代といたしますものの、また引き続いてお世話になる方があるわけでございますけれども、一部事務組合議会選出委員ということ等とも考慮させていただきまして引き続きお世話になるということでございます。

以上のとおりであります但しこれにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいまから2時15分までの休憩とします。

休憩中に、総務文教常任委員会を議長室で、産業建設常任委員会を第1会議室で、福祉厚生常任委員会を議員控え室において開催し、正副議長の互選をお願いいたします。

また、議会広報特別委員2人の選出も合わせてお願いいたします。なお、座長については委員会条例第10条第2項の規定により、それぞれ年長の委員でお願いいたします。

（休憩 午後1時47分）

（再開 午後2時44分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局に報告させます。

○事務局長（伊藤康彦君） それでは各常任委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に野口久之議員、副委員長に篠塚信太郎議員、産業建設常任委員会委員長に畠中 勉議員、副委員長に横山 勲議員、福祉厚生常任委員会委員長に山内武夫議員、副委員長に坂本美智代議員以上のとおりであります。



○議長（岡本 勇君） 以上報告のとおりであります。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 4 5 分）

（再開 午後 3 時 2 2 分）

《日程第 7、議会運営委員の選任》

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引続き会議を開きます。

日程第 7 「議会運営委員の選任」を行います。お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。重ねて事務局から名簿を朗読いたします。

○事務局長（伊藤康彦君） それでは朗読いたします。山内武夫委員、畠中 勉委員、今西孝司委員、小田耕治委員、山田 均委員、野口久之委員以上であります。

○議長（岡本 勇君） 以上のとおりであります。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって議会運営委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩中に、議会運営委員会を第 1 会議室において開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、座長については委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長の委員でお願いいたします。

（休憩 午後 3 時 2 5 分）

（再開 午後 3 時 4 2 分）

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局に報告させます。

○事務局長（伊藤康彦君） 報告します。議会運営委員会正副委員長の互選の結果を報告します。

運営委員長に小田耕治委員、副委員長に今西孝司委員です。

○議長（岡本 勇君） 以上報告のとおりであります。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午後 3 時 4 3 分)

(再開 午後 3 時 4 8 分)

《追加日程第 6、特別委員の辞任許可及び同委員の選任》

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引続き会議を開きます。

お諮りいたします。交通網対策特別委員会、ダム関連特別委員会、議会広報特別委員会の全委員から特別委員を辞任したい旨の申出がありますので、この際、「特別委員の辞任許可及び同委員の選任」を日程に追加し、追加日程第 6 として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって 「特別委員の辞任許可及び同委員の選任」を日程に追加し、追加日程第 6 として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（岡本 勇君） 追加日程第 6 「特別委員の辞任許可及び同委員の選任」を議題とします。

交通網対策特別委員会、ダム関連特別委員会、議会広報特別委員会の全委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって全委員の辞任を許可することに決定しました。

続いてお諮りします。

各特別委員会の新委員については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思えます。

事務局から名簿の朗読をいたします。

○事務局長（伊藤康彦君） それでは呼び上げます。

交通網対策特別委員会 坂本美智代委員、山内武夫委員、小田耕治委員、横山 勲委員、西山和樹委員、室田隆一郎委員、篠塚信太郎委員、ダム関連特別委員会 藤田正夫委員、畠中 勉委員、今西孝司委員、東 まさ子委員、山田 均委員、吉田 忍委員、野口久之委員、野間和幸委員、議会広報特別委員会 坂本美智代委員、山内武夫委員、今西孝司委員、東まさ子委員、横山 勲委員、篠塚信太郎委員、野間和幸委員、以上です。

○議長（岡本 勇君） 以上のとおりであります。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員はお手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。  
暫時休憩いたします。

休憩中に、交通網対策特別委員会を第1会議室で、ダム関連特別委員会を議員控え室で、  
両委員会終了後、議会広報特別委員会を議員控え室において開催し、正副委員長の互選をお  
願ひいたします。

なお、座長については、委員会条例第10条第2項の規定により、それぞれ年長の委員で  
願ひいたします。

(休憩 午後4時01分)

(再開 午後4時20分)

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引続き会議を開きます。

休憩中に各特別委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を  
事務局に報告させます。

○事務局長(伊藤康彦君) それでは各特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

交通網対策特別委員会委員長に西山和樹委員、副委員長に室田隆一郎委員、ダム関連特別  
委員会委員長に吉田 忍委員、副委員長に今西孝司委員、議会広報特別委員会委員長に東  
まさ子委員、副委員長に篠塚信太郎委員以上です。

○議長(岡本 勇君) 以上報告のとおりであります。

《追加日程第7、一部事務組合議会議員(船井郡衛生管理組合議会)の選挙》

○議長(岡本 勇君) お諮りします。「一部事務組合議会議員(船井郡衛生管理組合議会)  
の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として直ちに行うことにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、「一部事務組合議会議員(船井郡衛生管理組合議会)の選挙」を日程に追加し、  
追加日程第7として直ちに行うことに決定しました。

○議長(岡本 勇君) 追加日程第7 「一部事務組合議会議員(船井郡衛生管理組合議会)  
の選挙」を行います。

○議長(岡本 勇君) お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと

思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長(岡本 勇君) お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

船井郡衛生管理組合議会議員に山内武夫君を指名します。

○議長(岡本 勇君) お諮りします。

ただいま議長が指名した山内武夫君を船井郡衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した山内武夫君が船井郡衛生管理組合議会議員に当選されました。

○議長(岡本 勇君) ただいま、船井郡衛生管理組合議会議員に当選された山内武夫君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長(岡本 勇君) なお、京都府後期高齢者医療広域連合議会と国民健康保険南丹病院組合議会は議長のあて職となっておりますので引き続き私岡本 勇となります。

また、船井郡衛生管理組合議会議員の二人のうち一人は副議長のあて職となっておりますので引き続き副議長の野間和幸君にお世話になります。

中部広域消防組合議会議員は議長と総務文教常任委員長のあて職となっておりますので引き続き私岡本 勇と総務文教常任委員長の野口久之君にお世話になります。以上よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時22分)

(再開 午後4時34分)

《追加日程第8、閉会中の継続調査について》

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引続き会議を開きます。

町長部局の皆さんには長時間お待たせいたしました。

お諮りします。「閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、「閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（岡本 勇君） 追加日程第8「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（岡本 勇君） 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成19年第5回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

午後4時36分 閉会